

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	宍粟市食のセーフティネット支援事業補助金	①物価高騰により生活に困窮する世帯等へ安定的な食料支援が行えるよう、食の支援事業を実施している社会福祉協議会に対し、食料確保に係る補助金を交付する。 ②社会福祉協議会への補助金 ※食の支援事業に要する食料・食材等(缶詰、レトルト食品、麺類、お菓子、飲料等)提供に係る経費 ③30万円を上限として補助を行う。 ④生活困窮世帯、ひとり親家庭世帯等	R8.1	R8.3
2	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	畜産農家支援事業	①飼料価格高騰の影響を受けた経営者に対し、事業の継続を目的に支援金を交付する。 ②畜産業経営者への支援金 ③補助額:令和3年4月の価格を基準として令和7年4月時点の畜産飼料価格高騰分に係る経費の差額の4分の1(上限100万円) 総額 9,500千円 1,000千円×95件=9,500千円 ④販売実績がある市内畜産農家	R7.8	R8.3
3	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	施設園芸農家支援事業	①原油等価格高騰の影響を受けた施設園芸生産者に対し、事業の継続を目的に支援金を交付する。 ②施設園芸生産者への支援金 ③補助額:令和2年4月の価格を基準として令和7年4月の施設運転燃料価格高騰分に係る経費の差額の4分の1(上限100万円) 総額 2,000千円 1,000千円×20件=2,000千円 ④販売実績がある施設園芸生産者(野菜・花き等)	R7.6	R8.3
4	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	肥料高騰対策支援事業	①肥料価格高騰の影響を受けた経営者に対し、事業の継続を目的に支援金を交付する。 ②農業経営者への支援金(肥料価格高騰に係る購入経費の一部補助)及び交付業務に必要な事務費 ③補助額 (1)支援金 = 27,284千円 ・作付面積に応じた支援(水稲全般、麦、黒大豆、野菜・花き及びその他作物) 例:水稲全般1,720 麦2,520 黒大豆1,670 野菜3,400円/10a (2)消耗品費(封筒、用紙、コピー代等) = 200千円 (3)郵便料 = 440千円 ・案内通知@110円×1,900通 ・返信用封筒@110円×200通 ・決定通知@110円×1,900通 (4)会計年度職員(6か月分) 1,783千円 ④市内に住所を有し令和7年度に10aを超える水稲を作付または、水稲以外を栽培し販売した農業者 1,900人(申請期間:R7.10~R8.1)	R7.7	R8.3
5	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	肥料転換支援事業	①化学肥料の高騰により経営が圧迫されている農業者の負担を軽減するとともに、事業を安定的に継続することができるよう、価格が安定している堆肥等への転換を進めるための交付金を交付する。 ②農業経営者への支援金(堆肥等散布に要した経費の一部補助) ③補助額:2,720円/t×堆肥等購入量、または、堆肥等購入費の3分の2を比較し、安価な額を上限とする。 2,600t×2,720円 = 7,072千円 ④市内に住所を有し、R7.4.1~R8.1.31までに2t以上の堆肥又は汚泥肥料を購入した生産農家(申請期間:R7.11~R8.2)	R7.6	R8.3
6	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	水産事業者支援事業	①飼料価格高騰の影響を受けた経営者に対し、事業の継続を目的に支援金を交付する。 ②水産事業者への支援金 ③補助額:令和3年4月の価格を基準として令和7年4月の水産飼料価格高騰分に係る経費の差額の4分の1(上限50万円) 総額:1,000千円 500千円×20件=1,000千円 ④販売実績がある市内水産事業者	R7.6	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
7	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	中小企業等省エネ設備導入支援事業	①物価高騰の影響を受けた市内事業者を支援するため、省エネ設備への更新に要する経費の一部を助成することで、コスト削減と環境負荷の低減を図る。 ②LED照明設備の更新に要する経費、省エネ設備更新に要する経費、省エネ診断士の結果報告書に基づく省エネ設備導入経費、消耗品費(事業啓発にかかる費用)、事業事務に係る会計年度職員人件費 ③補助額: 20,000千円(1,000千円×20件) ※補助率: 1/5 消耗品費 47千円 会計年度任用職員人件費(9か月) 2,946千円 ④市内事業者	R7.4	R8.3
8	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	教育・保育施設等給食経費負担軽減事業(公立保育所・こども園)	①食材費等の高騰が進む中、公立保育所・こども園の給食費を増額せずに給食材料費をまかなうことで、子育て世帯の保護者の経済的負担軽減を図る。 ②食材費高騰分に係る給食材料費(職員分を除く) ③82円(高騰額)×入園所人数×給食日数 給食日数190日の園所等 3箇所 計46人 給食日数290日の園所等 4箇所 計195人 総額 5,354千円 ④公立保育所・こども園(子育て世帯の保護者)	R7.4	R8.3
9	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	小中学校等給食経費負担軽減事業	①食材費等の高騰が進む中、小中学校等の給食費を増額せずに給食材料費をまかなうことで、子育て世帯の保護者の経済的負担軽減を図る。 ②食材費高騰分に係る給食材料費(職員分を除く) ③給食費総額185,443千円のうち、食材費高騰分にあたる23,800千円 ④子育て世帯(小中学校等に通う児童・生徒)の保護者	R7.4	R8.3
10	③消費下支え等を通じた生活者支援	防犯カメラ設置促進事業	①物価高騰の影響で増加する空き巣等の犯罪抑止、あるいは地域住民の防犯意識の高まりを踏まえた防犯対策強化支援を行うため、自治会が購入・設置する防犯カメラ費用の一部を補助する。 ②自治会等が設置する防犯カメラの設置に関する経費 設置費用180,000円を想定し、その費用の2/3の120,000円を上限として補助する。 ③補助額: 1基あたり上限120千円 補助率: 2/3以内 40基×120,000円=4,800,000円 ④自治会等	R7.4	R8.3
11	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	教育・保育施設等給食経費負担軽減事業(私立保育所・こども園)	①食材費等の高騰が進む中、私立保育所・こども園が給食費を増額せずに給食対応できるよう、食材費高騰分を支援することで、子育て世帯の保護者の経済的負担軽減を図る。 ②食材費高騰分に係る給食材料費(職員分を除く) ③56円(高騰額)×入園所人数×給食日数 給食日数290日の園所等 9箇所 計516人 給食日数190日の園所等 5箇所 計55人 ④私立保育所・こども園(子育て世帯の保護者)	R7.4	R8.3
12	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	高齢者施設等における物価高騰対策一時支援金	①光熱費、食材費等の価格が高騰する中、介護サービスを提供する入所・通所事業所に対し、提供される食事などの経費負担の軽減と利用者負担金への影響を支援するための支援金を支給する。 ②事業所への支援金 ③支援金 全施設合計 9,012千円 (ア)入所系施設計: 7,370千円(市内14施設) (イ)通所系施設計: 1,200千円(市内26施設) (ウ)訪問系施設計: 442千円(市内34施設) ④市内介護サービス事業所	R7.10	R8.3
13	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障がい者施設等における物価高騰対策一時支援金	①光熱費、食材費等の価格が高騰する中、障害福祉サービスを提供する入所・通所事業所に対し、提供される食事などの経費負担の軽減と利用者負担金への影響を支援するための支援金を支給する。 ②事業所への支援金 ③支援金 全施設合計 2,622千円 (ア)入所系施設計: 1,575千円(市内7施設) (イ)通所系施設計: 930千円(市内21施設) (ウ)訪問系施設計: 117千円(市内9施設) ④市内障害福祉サービス事業所	R7.10	R8.3
14	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関等における物価高騰対策支援事業	①物価高騰の影響を受ける市内医療機関に対して支援を行うことで、地域医療の継続性を確保し、市民が安心して医療サービスを受けられる環境の維持を図る。 ②市内医療機関の運営経費の高騰分に対する支援金 ③1医療機関43千円×31医療機関=1,333千円 ④市内31医療機関(医院19、歯科12)	R8.1	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
15	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	低所得の子育て世帯への物価高騰支援給付金	<p>①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受け、困窮する低所得の子育て世帯の負担軽減を図る。</p> <p>②困窮する低所得の子育て世帯(ひとり親世帯、住民税(均等割)が非課税の世帯)への支援金</p> <p>③</p> <p>(1)ひとり親世帯分:6,400千円 対象児童:320人 児童1人あたり給付:20千円</p> <p>(2)その他世帯分:7,600千円 対象児童:380人 児童1人あたり給付:20千円</p> <p>(3)事務費:179千円 (職員手当等86千円(任期の定めのない常勤職員の給与分を除く)、需用費10千円、役務費83千円)</p> <p>④</p> <p>(1)ひとり親世帯:児童扶養手当受給者(低所得のひとり親世帯) 令和7年9月から令和8年3月までの全部またはいずれかの月において、児童扶養手当の受給者で、次のいずれにも該当しない人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当の全部を支給しないこととされている人 ・他市町村において、国の物価高騰対策のための重点支援地方交付金を活用した同様の給付金を世帯主として受領した人 ※「国の物価高騰対策のための重点支援地方交付金」とは、令和7年11月21日付閣議決定された「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」をいう。 <p>(2)その他世帯:令和7年11月21日付閣議決定された物価高騰対応子育て応援手当の受給者で、令和7年度の住民税(均等割)が非課税の人 ただし、「低所得の子育て世帯への物価高騰支援給付金(ひとり親世帯分)」を受領した人は除く</p>	R8.1	R8.3
16	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道(基本料金)支援事業	<p>①水道基本料金を減免することで、物価高騰による市民生活や事業運営にかかる光熱水費等の負担を軽減し、市民の暮らしの安定と地域経済維持・活性化を図る。</p> <p>②水道基本料金</p> <p>③36,711,290円×3か月≒110,200千円</p> <p>④水道契約の市民・事業者・総合病院・下水道施設・診療所(官公庁除く)</p>	R8.1	R8.3